

○低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について

平成 6 年 3 月 30 日 建設省厚発第126号
建設省技調発第72号
建設省営監発第13号

改正 平成10年 3 月 27 日 建設省厚契発第22号
建設省技調発第89号
建設省営監発第19号

建設大臣官房地方厚生課長 各地方建設局総務部長
建設大臣官房技術調査室長から各地方建設局企画部長あて
建設大臣官房官庁営繕部監督課長 各地方建設局営繕部長

予算決算及び会計令第85条の基準の運用に関しては、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（昭和62年 2 月 2 日付け建設省会発第70号。以下「官房長通達」という。）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和51年 3 月 19 日付け建設省会発第248号。以下「会計課長通達」という。）により通知されているところであるが、近年、低入札価格調査制度による調査（以下「調査」という。）の対象となる工事が大幅に増加していることに鑑み、官房長通達及び会計課長通達に基づく調査の実施に加えて、調査の対象工事に係る監督体制等を下記のとおり強化することとし、平成 6 年 4 月 1 日以降に執行する入札に係る調査及び当該調査の対象となった工事に係る請負契約について適用することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、この件については、建設大臣官房会計課長とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1 下請契約予定者名等の提出

契約担当官等は、会計課長通達第 4 による調査を行うに当たり、調査対象者に対して、調査対象予定工事における第 1 次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面の提出を求めるものとする。書面については、「施工体制台帳の整備について」（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省経構発第 3 号の 3）に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）のうち下請契

約台帳の様式を参考として作成させるものとする。

2 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

当該工事を所掌する工事事務所の長又は本局営繕部営繕監督室長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

事務所長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者の支店長、営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、本官契約及び分任官契約ともに、原則として、主任工事検査官又は工務検査課長が行うものとする。

3 特記仕様書への明示等

2(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様

書において明示するものとする。

なお、2(1)及び(2)は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が2(1)及び(2)に違反して、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）別表第1第3号に該当することがあるものである。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

- ① 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、事務所長等の求めに応じて、「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号の3）に規定する施工体制台帳を事務所長等に提出しなければならないこと。
- ② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

4 閲覧に供する書面への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

沿革 平成10年3月27日一部改正